



2019.9.15



社会保険労務士
行政書士

曾我 浩

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 1-11-3 コービル2F
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我宛)
: info@sogaoffice.jp (事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

相次ぐパワハラ・セクハラの訴え 「あってはならない」旨の方針の明確化と周知・啓発を

セクハラ、パワハラ、モラハラ、マタハラ、アカハラ、ドクハラ、セカハラ、ジェンハラ、アルハラ、オワハラ、スメハラ、エアハラ、カラハラ、ヌーハラ、ゼクハラ。これらは30種類以上あるといわれるハラスメント(いじめ・嫌がらせ)の一部です。ハラスメントは労働相談で6年連続で最も多くなっており、軽視できません。

ハラスメントを放置すると、従業員の士気が低下し、会社の評判が悪くなるといった弊害があります。パワハラを受けたとして300万円の慰謝料を労働者が請求してきた事例もあります。また、加害者を安易に処分した場合、加害者が会社を訴えてくるケースが増加しています。こうしたリスクを避けるため、ハラスメントを撲滅するには日常不断の努力が必要です。最低でも、以下の対応が必要です。

- ① ハラスメントがあってはならないとの方針の明確化及び周知・啓発
- ② 相談に応じ適切に対応するための必要な体制の整備
- ③ ハラスメントに対する事後の迅速かつ適切な対応

方針・就業規則については厚生労働省のホームページの研修資料に見本があります。

消費税増税に伴う定期券代の値上がりで社会保険料負担増も

10月の消費税増税に伴い定期券代が値上がりした場合、固定的賃金の変動として月額変更届の提出を要する場合があります。定期券代自体の値上がりが少なくても、たまたま残業が多かった場合などは特に注意が必要です。

定期券代をまとまった期間で支給している場合、増税前に定期券を購入することで費用を抑え、事務の削減になります。定期券は9月末までに購入するよう周知しましょう。

令和元年度 全国労働衛生週間スローガン

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。

全国労働衛生週間 10月1日～10月7日

(準備期間 9月1日～9月30日)

令和元年度最低賃金額改定額が決定！東京では1000円突破

10月以降の地域別最低賃金

発効年月日

千葉	895円⇒923円 (28円up)	10月1日
東京	985円⇒1,013円 (28円up)	〃
埼玉	898円⇒926円 (28円up)	〃
茨城	822円⇒849円 (27円up)	〃
神奈川	983円⇒1,011円 (28円up)	〃
高知	762円⇒790円 (28円up)	10月5日

今年度の**引上げ額の全国加重平均は27円**（去年は26円）となり、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げとなりました。
東京都と神奈川県では初めて1,000円を超えます。

【2019年度】産業廃棄物収集運搬業許可講習会

産業廃棄物の処理に関する関心が高まっております。業として産業廃棄物を運搬するためには、「産業廃棄物収集・運搬業許可」が必要となります。この許可の申請をするためには、取締役の方が『産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会』を受講し、修了証を取得する必要があります。なお、定員になり次第の締め切りとなりますのでご注意ください。講習会の申し込み代行は当事務所で行います。

I. 会場

1. 千葉県： 千葉県自治会館 千葉市中央区4-17-8

- ① 2019年11月26日(火)～11月27日(水)
- ② 2020年3月16日(月)～3月17日(火)

2. 東京都： ベルサール西新宿 新宿区西新宿4-15-3

- ① 2019年11月21日(木)～11月22日(金)
- ⑤ 2020年1月9日(木)～1月10日(金)
- ⑥ 2020年3月12日(木)～3月13日(金)

4. 神奈川県： Lプラザ(かながわ労働プラザ) 横浜市中区寿町1-4

- ① 2020年2月26日(水)～2月27日(木)

II. 申込費用： 30,400円(申請実費)、10,000円+税(申請手数料)

III. 必要書類： 顔写真1枚(縦4センチ×横3センチ)

～協会けんぽ～ 扶養家族の調査が9月以降に行われます！

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するため、毎年、被扶養者資格の再確認を行っています。令和元年度においては**例年とは違う方法**（今年度は、過去に実施していない18歳未満を含めた全被扶養者を対象）で行われますのでご注意ください。

【リスト等の送付期間】 令和元年9月下旬～令和元年10月下旬(予定)

【リスト等の提出期限】 令和元年11月20日(水)

すでに被扶養者資格を喪失していると分かった場合は、協会けんぽからの扶養調書の書類を待たずに削除の手続きを行いますので、早めに**当事務所へご連絡ください**。